

(案)

横浜港港湾計画書

— 軽易な変更 —

令和元年 1 2 月

横浜港港湾管理者

横 浜 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき

- ・平成26年 9月 横浜市港湾審議会
- ・平成26年 11月 交通政策審議会第58回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成27年 6月 横浜市港湾審議会
- ・平成27年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 2月 交通政策審議会第62回港湾分科会
- ・平成28年 7月 横浜市港湾審議会
- ・平成28年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成29年 11月 横浜市港湾審議会
- ・平成30年 12月 横浜市港湾審議会
- ・平成31年 3月 交通政策審議会第74回港湾分科会

の議を経た横浜港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾の環境の整備及び保全.....	2
1 港湾環境整備施設計画.....	2
土地造成及び土地利用計画	3
1 土地利用計画	3

変更理由

- 1) 金沢地区において、良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設計画及び土地利用計画を変更する。
- 2) 鶴見地区及び神奈川地区において、土地需要の変化に対応するとともに、製造業、エネルギー供給、研究開発等の将来的な機能集積を図るため、土地利用計画を変更する。

港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境の形成を図るための港湾環境整備施設について、以下のとおり計画を変更する。

金沢地区	緑地	1 4 h a	(既設) [既設の変更計画]
	緑地	7 h a	[既定計画]

既設	金沢地区	緑地	6 h a

土地造成及び土地利用計画

鶴見地区及び神奈川地区において、土地需要の変化に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

また、金沢地区において、港湾環境整備施設計画に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

単位：h a

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	交流厚生用地	海面処分用地	合計
鶴見地区	(1) 1	(17) 17	(768) 768	8	17	(2) 2			(787) 811
神奈川地区 (出田町地区)	(13) 13	(20) 20	(87) 87		(1) 1				(121) 121
金沢地区	(13) 13	(29) 29	(134) 134			(21) 21	(38) 38		(235) 235

注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

既定計画

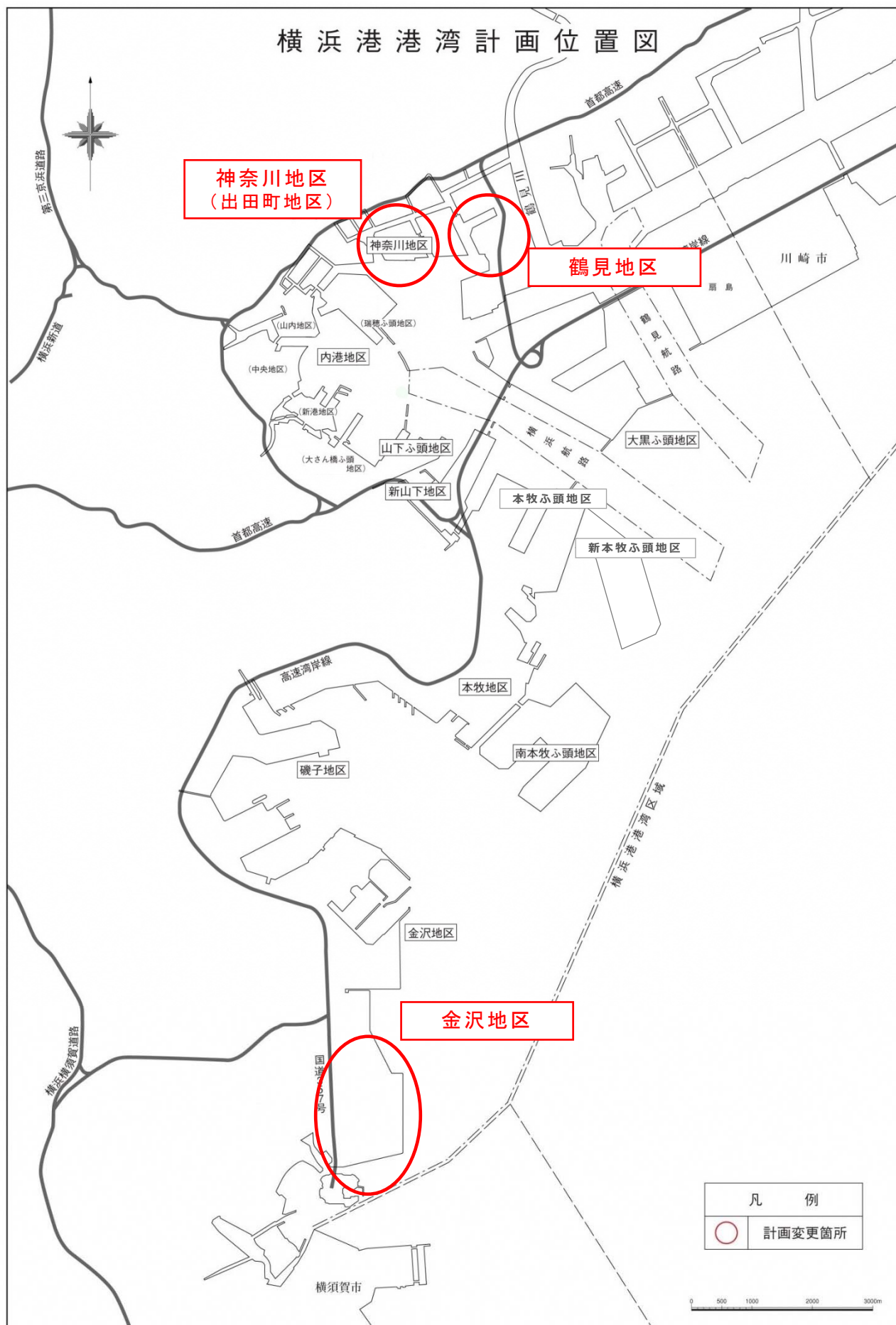
単位：h a

地区名 \ 用途	埠頭用地	港湾関連用地	工業用地	都市機能用地	交通機能用地	緑地	交流厚生用地	海面処分用地	合計
鶴見地区	(1) 1	(22) 22	(763) 763	8	17	(2) 2			(787) 811
神奈川地区 (出田町地区)	(13) 13	(25) 25	(82) 82		(1) 1				(121) 121
金沢地区	(13) 13	(29) 29	(134) 134			(13) 13	(38) 38		(227) 227

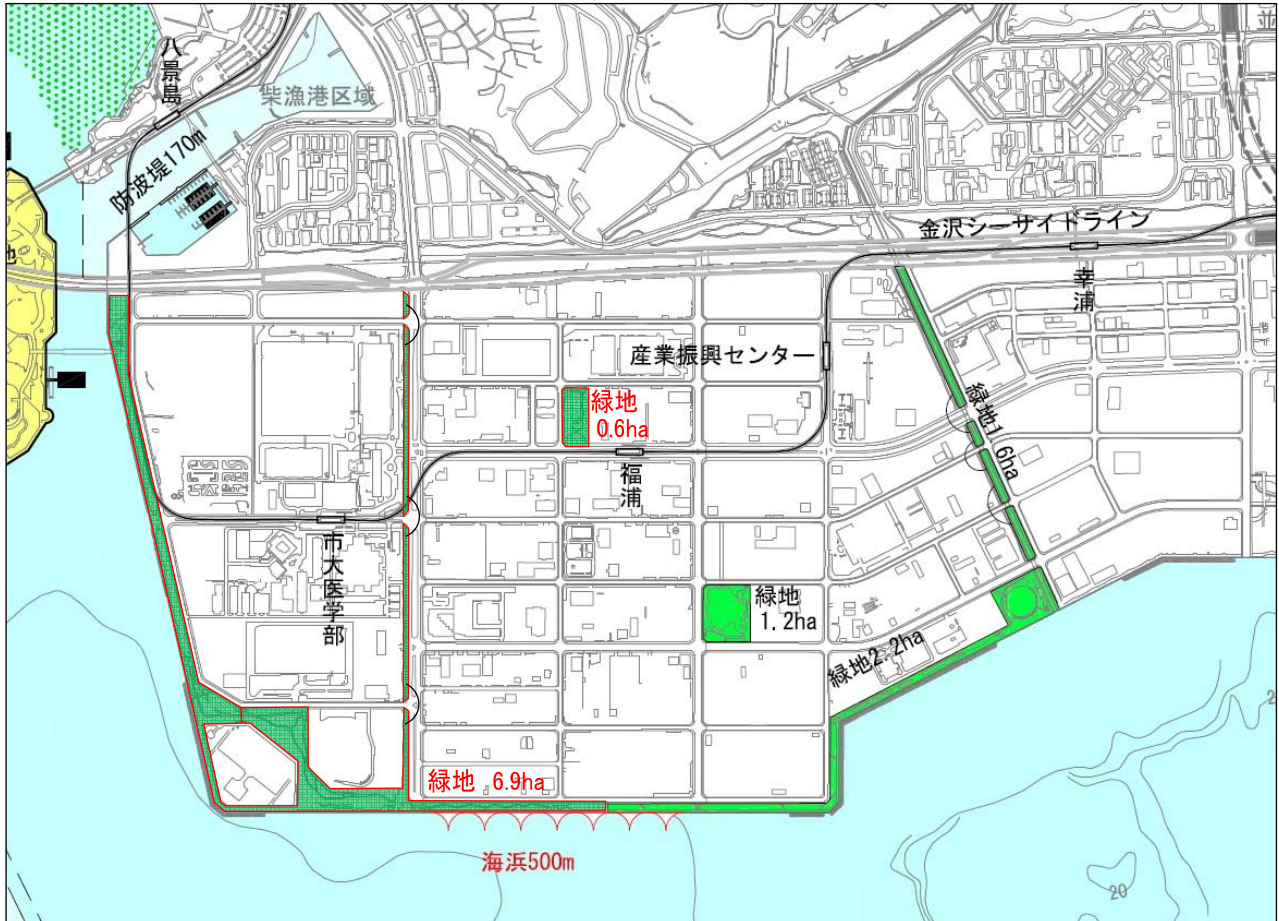
注1) () は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

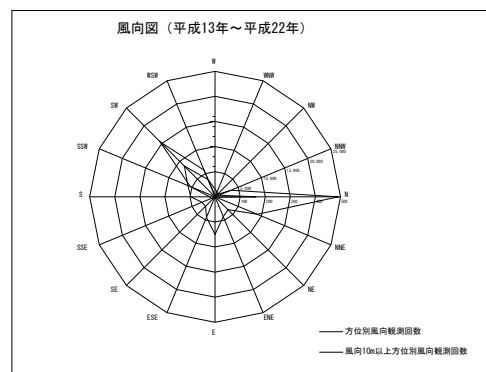
注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。



横浜港港湾計画図 〔金沢地区〕



凡 例		
■	小型さん橋	(既 設)
▲▲▲▲	海 浜	(既定計画)
■	緑 地	(既 設)
■		(今回計画)
■	その他用地	(既 設)
■	自然的環境を整備又は保全する区域	



横浜港港湾計画図 〔鶴見地区・神奈川地区〕

